

○厚生労働省令第四百号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項、第二項及び第五項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年七月十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 次の機械器具を有すること。

イ 高圧蒸気滅菌器及び恒温器

ロ フレームレス—原子吸光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量

分析装置

ハ イオンクロマトグラフ

ニ 乾燥器

ホ 全有機炭素定量装置

ヘ pH計

ト 分光光度計又は光電光度計

チ ガスクロマトグラフ―質量分析計

リ 電子天びん又は化学天びん

第三十一条第九項第五号中「行う者」の下に「の氏名を記載した書面並びにその者」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(建築物飲料水水質検査業の登録基準等に係る経過措置)

2 この省令の施行の際現に建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項第四号及び

第八号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者及びこの省令の施行の際現に当該登録の申請をして
いる者については、当該登録に係る事業に関する限りにおいて、この省令の施行の日から起算して六年間
は、この省令による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第二十七条及び第三
十一条第九項の規定は、なお効力を有する。